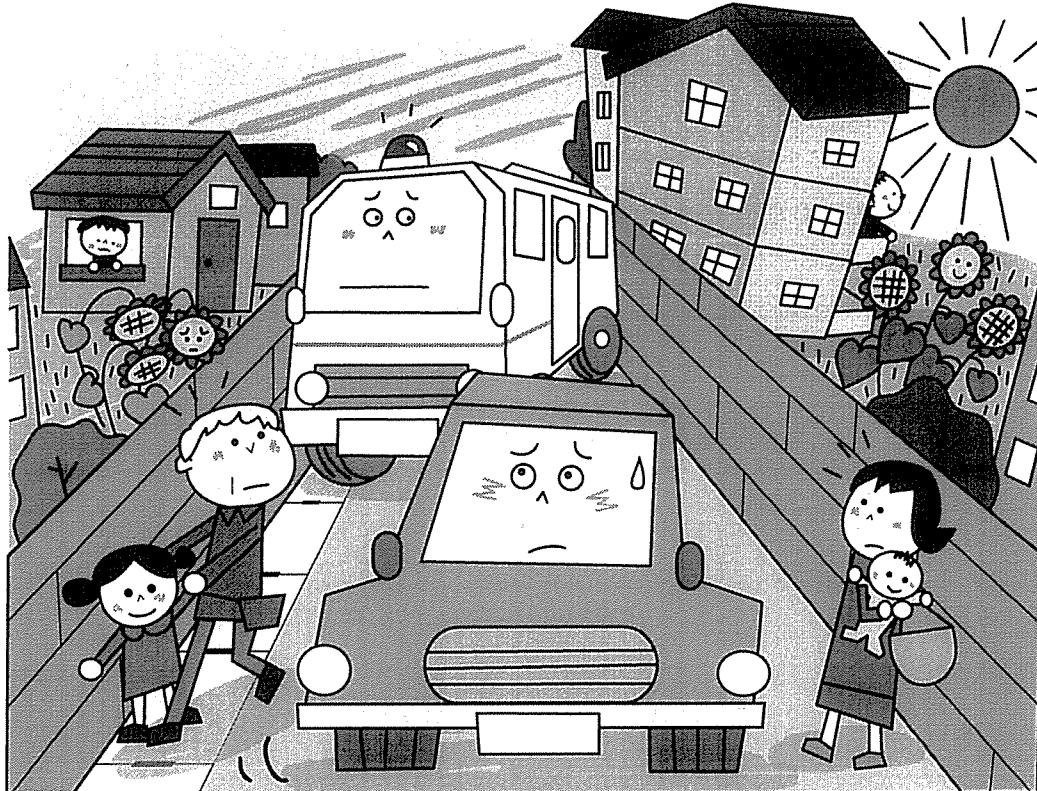


安全で災害に強いまちづくりのために



市内には道幅が4メートル未満の「狭い道路」が多く存在しています。狭い道路は災害時の避難や安全な通行の妨げになります。市では、市民の皆さんとの協力のもと、狭い道路を拡幅整備し、安全で災害に強いまちづくりを進めています。

安全な通行や避難時の妨げに

狭い道路沿いの敷地では、建物同士が近接しているため、日常生活において、日当たりが悪い、風通しが良くないなどといった問題があります。また、歩行者が完全に通行できないほか、災害時の避難、消火・救助活動などの妨げになる恐れがあります。

狭い道路に面した敷地には後退義務が

建築基準法では、道幅4メートル未満で市に指定された道路に面した敷地では、道路の中心から2メートル後退した位置を道路の境界線と見なします。これらの敷地で建物を建築する場合、建物はも

より、それに付属する門・塀も、後退した範囲内に建てることができません(下図)。
申込方法||建築住宅課にある申込用紙に必要書類を添付し、同課へ

後退した用地の道路整備を市が実施

市では、法の規定に基づき後退した用地を道路として整備する、狭い道路拡幅整備事業を4月から開始しました。

道路から後退した用地を寄付してもらい、市が測量・分筆、後退した用地の道路整備などを行います。希望する人は建築住宅課(市民所5階)に相談してください。

対象||建築基準法42条2項に規定する道路に面した、建築行為を行う敷地(道路と敷地との境界が確定しているものに限る)

